

附票本人確認情報の利用開始に向けた動き

○R1.5.31の住基法改正に伴い、今後、新システムの運用、附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報）の利用開始が予定されています。その経緯等は次のとおりです。

<附票本人確認情報の利用開始に向けた経緯>

① **住基法の改正 (R1.5.31)** 参考資料1

- ・ R1.5.31のデジタル手続法施行にあわせ、住基法等も改正
→ 国外転出者によるマイナンバーカード等の利用等実現のため、
戸籍の附票を基盤とした個人認証を実施

② **戸籍附票を基盤とした個人認証の実施に向けた住基システムの改修** 参考資料2

- ・ J-LISが、戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するため
新たなシステム（附票連携システム）を開発中

③ **附票連携システム・住基ネットの保有情報** 参考資料3

- ・ 附票連携システムは、戸籍附票に記載された附票本人確認情報を管理
※ 附票本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード等の情報）

<附票本人確認情報を利用するために必要な手続き>

① **住基ネットに関する特定個人情報保護評価書の再評価** 参考資料4

- ・ 附票本人確認情報には、個人番号は含まない
- ・ しかし、システム上、住基ネットが保有する個人番号に紐付けて
アクセスできる仕組みのため、附票本人確認情報は特定個人情報ファイルに該当
→ 現行住基ネットへの附票連携システム関係の新アプリケーション適用前の
評価書の再評価・公表等が求められている（適用時期：R6.1 予定）

対応： 年内の評価書公表等に向け、パブリックコメントの実施や
北海道情報公開・個人情報保護審査会での第三者点検などを受け、
再評価後の評価書の策定作業を実施

② **住民基本台帳法施行条例の改正**

- ・ 現行の住民基本台帳法施行条例は「本人確認情報」に関する規定しかない
→ 本審議会において附票本人確認情報についても審議を行う、
附票連携システムを利用して附票本人確認情報の照会等を実施するという場合、
住民基本台帳法施行条例を改正し「附票本人確認情報」に関する規定の追加が必要

対応： 条例改正を要する場合は、本審議会において御審議をお願いする予定
※ 照会等の利用事務の追加については、庁内の利用見込み等も確認の上、検討